

別表 2 (第 4 条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

(1) 一般会費

個人	従業員数	金額	備考			
	0～1 人	12,000	○従業員数判定の基準日は、毎事業年度 4 月 1 日現在とする。また、家族従業員を含み、臨時・パートは 0.5 人換算する。(1 人未満切捨て) ※経営者自身は含まない。			
	2～3 人	14,000				
	4～5 人	16,000				
	6～10 人	17,000				
	11～15 人	21,000				
	16～20 人	26,000				
	21～30 人	30,000				
	31～50 人	35,000				
	51 人以上	39,000				
法人	従業員数	資本金				資本金
		300 万円以下	301 万円～ 500 万円以下	501 万円～ 1,000 万円以下	1,001 万円～ 2,000 万円以下	2,001 万円 以上
	0～1 人	13,000	16,000	19,000	22,000	25,000
	2～3 人	14,000	17,000	20,000	23,000	26,000
	4～5 人	18,000	21,000	24,000	27,000	30,000
	6～10 人	23,000	26,000	29,000	32,000	35,000
	11～15 人	27,000	30,000	33,000	36,000	39,000
	16～20 人	32,000	35,000	38,000	41,000	44,000
	21～30 人	36,000	39,000	42,000	45,000	48,000
	31～50 人	40,000	43,000	46,000	49,000	52,000
	51 人以上	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000
	備考					
	○従業員数判定の基準日は、毎事業年度 4 月 1 日現在とする。 役員は除き、臨時・パートは 0.5 人換算する。(1 人未満切捨て)					

(2) 特別会費

大企業（支店・営業所含む）又は大企業に準ずる会員及び特別会員は、会長の了承を得て協議の上決める。